

静岡文化芸術大学地域連携センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学学則第5条の3の規定に基づき、地域連携センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学と地域との連携や交流を深め、本学における文化やデザインにかかわる大学の知見を活かした産業振興や地域づくりを行うことを目的とする。

(センターの業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 企業、自治体、大学等との連携に関すること。
- (2) 地域連携活動に伴う公開講座、イベント、シンポジウム等に関すること。
- (3) 地域課題に係る調査研究に関すること。
- (4) その他、地域との連携及び交流並びに地域貢献に関すること。

(センター長)

第4条 センターに公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第10条の4に規定するセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター研究員)

第5条 センターにセンター研究員を置くことができる。

2 センター研究員は、学長が必要と認める本学の教員を、理事長が任命する。

(センター運営委員会)

第6条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、地域連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、研究・連携推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年9月1日から施行する。